

平成20年度事業実績報告書 (抄)

社会保険庁

イ 保険料収納事務

保険料収納事務については、法令に基づき適正な事務処理を行うことが必要である。

① 厚年・政管健保の保険料については、保険料収納額は、厚年が2兆6,905億円、政管健保が6兆6,181億円であり、収納率は、厚年が98.4%（対前年度比▲0.3ポイント）、政管健保が97.2%（対前年度比▲0.6ポイント）となった。

② 国年の保険料については、コンビニエンスストアでの納付、インターネットバンキング等による保険料を納めやすい環境づくり（コンビニエンスストアでの納付：966万件、インターネットバンキング等による納付：38万件）を進めるとともに、市町村から提供される所得情報を活用した強制徴収・免除勧奨の徹底等による保険料収納対策を実施した。未納者に対する電話督促は1,483万件（市場化テスト受託事業者による督促件数を含む。）、戸別訪問は1,103万件（市場化テスト受託事業者による督促件数を含む。）、最終催告状送付は1万6千件、差押えは5.5千件であった。

平成20年度の保険料納付額は、1兆7,470億円であり、平成20年度の現年度分の保険料については、納付率は62.1%（対前年度比▲1.9ポイント）となった。また、平成20年度まで納付可能な平成18年度分保険料の最終納付率は70.8%となり、過年度保険料を含んだ最終納付率としては、平成17年度分に引き続き70%を超えた。

さらに、国年保険料の免除（一部免除を含む。）は371万人、学生納付特例は165万人、若年者納付猶予は37万人であった。

平成20年度に達成すべき目標

3. 保険料等収納事務に関する事項（※「達成すべき目標」における項番2（2））

(2) 厚生年金・健康保険・船員保険の徴収対策の推進

厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。

【数値目標】

○保険料収納率

厚生年金保険 : 98%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

政府管掌健康保険 : 98%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

船員保険 : 92%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

○口座振替実施率

厚生年金保険 : 84%以上

政府管掌健康保険 : 85%以上

船員保険 : 57%以上

注) 上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定（繰越）額の合計額に対する当年度の収納額の割合

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	(参考) 事業計画
保険料収納額 (過年度分を含む) ①	厚生年金保険	億円	194,537	200,584	209,834	219,690	226,905	—
	政府管掌健康保険	億円	64,619	65,676	66,403	67,759	66,181	—
	船員保険	億円	652	639	621	615	611	—
拠出金収納額	児童手当拠出金	億円	1,319	1,334	1,358	1,955	2,014	—
保険料調定額 (過年度分を含む) ②	厚生年金保険	億円	198,022	203,577	212,612	222,672	230,627	—
	政府管掌健康保険	億円	66,220	67,090	67,752	69,251	68,052	—
	船員保険	億円	711	694	670	659	655	—
拠出金調定額	児童手当拠出金	億円	1,326	1,341	1,365	1,965	2,028	—
保険料収納率 ①/②	厚生年金保険	%	98.2	98.5	98.7	98.7	98.4	98.7
	政府管掌健康保険	%	97.6	97.9	98.0	97.8	97.2	98.0
	船員保険	%	91.7	92.1	92.6	93.3	93.3	93.3
差押え事業所数 (16年度までは延べ事業所数)	事業所	17,223	13,631 (実事業所数)	15,613	12,879	10,483	前年度を上回る	

口座振替事業所数	政管健保・厚生年金	事業所	1,411,667	1,433,607	1,466,658	1,498,855	1,517,711	—
	船員保険	事業所	4,110	4,116	4,129	4,095	4,110	—
口座振替実施率	厚生年金保険	%	84.3	84.2	84.0	83.5	81.9	84
	政府管掌健康保険	%	85.7	85.5	85.2	84.6	82.8	85
	船員保険	%	56.5	56.4	56.4	56.1	55.6	57

2. 目標達成に向けての取組状況

平成20年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成20年度）
<p>3 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(2) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○保険料収納率</p> <p>厚生年金保険：98%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>政府管掌健康保険：98%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>船員保険：92%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>○口座振替実施率</p> <p>厚生年金保険：84%以上</p> <p>政府管掌健康保険：85%以上</p> <p>船員保険：57%以上</p> <p>注) 上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定（繰越）額の合計額に対する当年</p>	<p>①口座振替の促進</p> <p>保険料の納付期限の納入を確実なものとするため、各事業所に対する口座振替による保険料納付の促進や納期内納入の励行指導に努めた。</p> <p>具体的には、新規適用届の提出時に口座振替の納付を推奨するほか、既適用事業所においては勧奨状の送付、電話、訪問による勧奨を行い、口座振替事業所の増加に努めた結果、口座振替事業所数は、厚生年金保険・政府管掌健康保険、船員保険いずれも前年度の実績を上回った（厚生年金保険・政府管掌健康保険：1,498,855事業所（19年度）→1,517,711事業所（20年度）、船員保険：4,095事業所（19年度）→4,110事業所（20年度））が、口座振替実施率は、厚生年金保険においては81.9%（目標84%）、政府管掌健康保険においては82.8%（目標85%）、船員保険においては55.6%（目標57%）で、目標の達成に至らなかった。</p> <p>なお、口座振替を実施していない事業所は、滞納事業所、現金決済主義の事業所、公的機関であり、現在の口座振替実施率は、口座振替が可能な事業所の相当程度が実施しているものと見込まれる。</p> <p>（注）口座振替実施率・・・口座振替実施事業所数／適用事業所数</p> <p>②納期内納入の促進のための広報</p> <p>広報誌等の活用及び納入告知書送付時における納期内納入の依頼文書の同封など、納期内納入について、効率的・効果的な広報に努めた。</p> <p>③滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分</p> <p>滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分については、各地方社会保険事務局・社会保険事務所において行動計画目標及び実施方針を策定し、それに基づく具体的な取組等を徴</p>

度の収納額の割合

収対策会議で決定した上、確実な取組に努めるとともに、「滞納整理関係事務処理要領の制定について」（平成20年6月30日庁保険発第0630003号）の通知に基づき、適正な事務処理の徹底に努めた。

なお、滞納となった事業所に対しては、「健康保険及び厚生年金保険等の滞納整理事務に係る初期手順要領について」（平成19年4月10日庁保険発第0410002号）の通知に基づき、滞納の早期解消を図るために速やかに保険料の納付督促を行い、確実な徴収と滞納の長期化の防止に努めた。

また、長期・大口滞納事業所を含めた納付困難事案等に対しては、「健康保険、厚生年金保険等の保険料等の的確な滞納整理事務の徹底等について」（平成19年8月13日庁保険発第0813001号）の通知に基づき、取引金融機関や関係官公署における預貯金、取引先事業所及び不動産等の財産調査を行い、差押予告通知等による納付督促に努め、納付計画を示さない事業所に対しては、差押えの実施による確実な滞納整理に努めた。

・滞納事業所数：123,655事業所（19年度）→147,171事業所（20年度）

（注） 翌年の5月末時点において、3月以前の月分の保険料の全部又は一部が未納となっている事業所数を機械的に集計したものの。

④保険料収納率

保険料収納事務については、法令に基づき適正な事務処理を行うことが必要である。

厚生年金保険の保険料収納率については、当該年度分99.4%、過年度分18.4%で、当該年度と過年度を合わせた保険料収納率は98.4%（対前年度比▲0.3ポイント）となっており、98%以上となったものの、前年度の実績を下回り、目標を達成できなかった。

政府管掌健康保険の保険料収納率については、当該年度分98.9%、過年度分19.0%で、当該年度と過年度を合わせた保険料収納率は97.2%（対前年度比▲0.6ポイント）となっており、98%を下回るとともに、前年度の実績を下回り、目標を達成できなかった。

また、船員保険の保険料収納率については、当該年度分98.6%、過年度分13.5%で、当該年度と過年度を合わせた保険料収納率は93.3%となっており、92%以上となるとともに、前年度と同等の実績となり、目標を達成した。

⑤労働保険と徴収事務の一元化

社会保険・労働保険徴収事務センター（平成15年10月に各社会保険事務所に設置）において、届出の受付、滞納整理の実施など、事務の一元化を推進した。

- ・労働保険との共通調査事業所数：1,545件（19年度） → 1,559件（20年度）
- ・労働保険との共通滞納事業所選定数：3,142件（19年度） → 3,298件（20年度）